草津市全図１５

NO.156

VI-ND 68-4

凡例

▬ ▬ ▬	都市計画区域界
▭	市街化区域界
▭	用途地域界

用途地域		容積率 建ぺい率	壁面後退	高さ
▨	第一種低層住居専用地域	60/40	1.5m	10m
🟩	第一種低層住居専用地域	80/50	1.0m	10m
▨	第一種低層住居専用地域	80/50	1.5m	10m
🟦	第二種低層住居専用地域	100/60	1.0m	10m
🟩	第一種中高層住居専用地域	200/60	—	—
🟩	第二種中高層住居専用地域	200/60	—	—
🟨	第一種住居地域	200/60	—	—
🟧	第二種住居地域	200/60	—	—
🟪	近隣商業地域	200/80	—	—
▨	近隣商業地域	300/80	—	—
🟪	商業地域	300/80	—	—
🟪	商業地域	400/80	—	—
▨	商業地域	500/80	—	—
▨	商業地域	600/80	—	—
🟪	準工業地域（大規模集客施設制限地区）	200/60	—	—
▨	準工業地域（大規模集客施設制限地区）	300/60	—	—
🟦	工業地域	200/60	—	—
🟦	工業専用地域	200/60	—	—

▨	高度利用地区
▭	防火地域
▨	風致地区
⇨	都市計画道路
▩	都市計画公園
▨	都市計画緑地
▨	地区計画区域 地区整備計画区域
▨	再開発地区計画
▭	駐車場整備地区
▭	河川区域
▥	市街地再開発事業
▭	駐車場
略号の説明	200% 容積率% 1種住居 用途地域の種類 60% 建ぺい率%

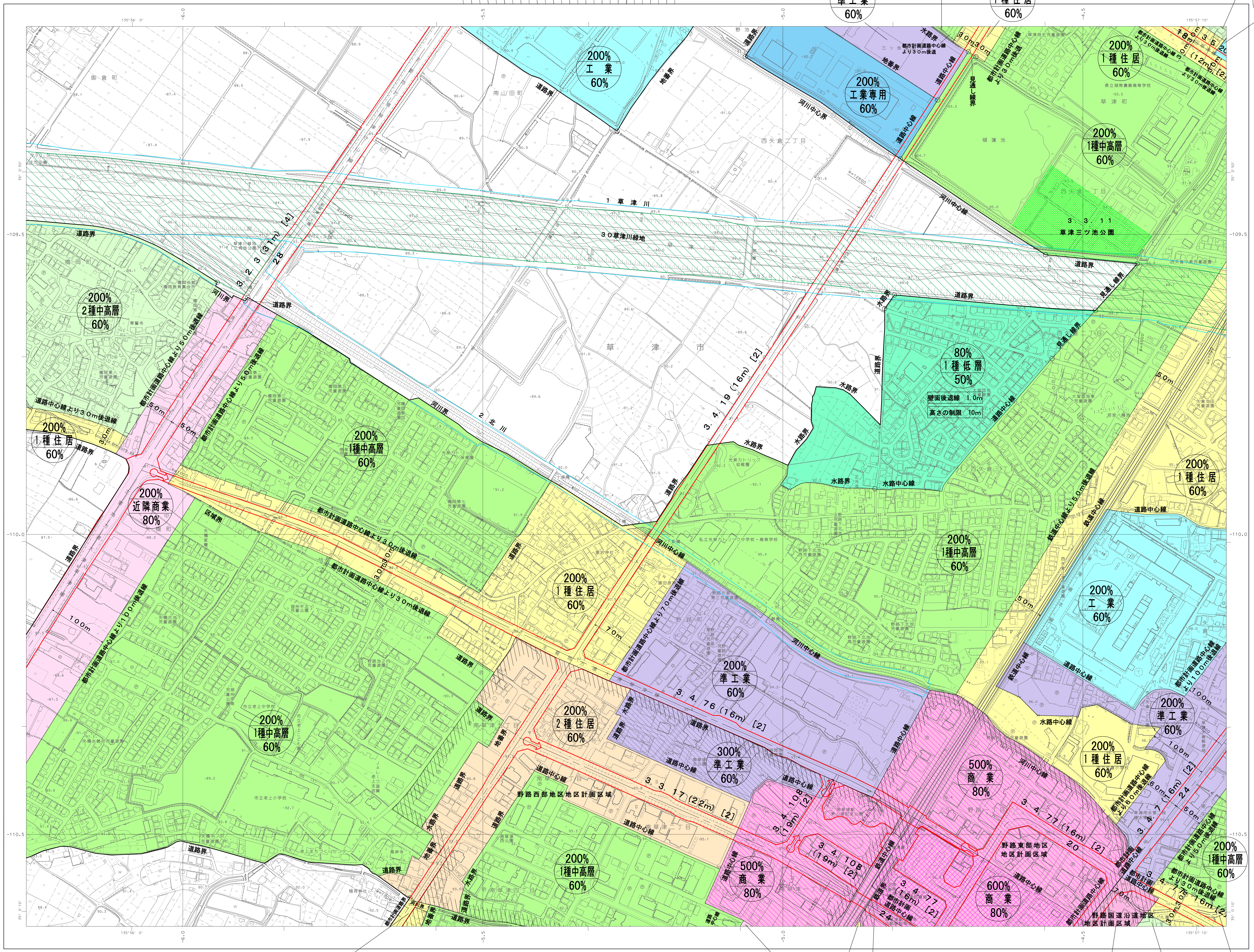

200% 準工業 60%
200% 1種中高層 60%
200% 1種住居 60%
200% 2種中高層 60%
200% 工業 60%
200% 工業 60%
200% 工業専用 60%
200% 1種住居 60%
200% 1種中高層 60%
3.3.11 草津三ツ池公園
1 草津川
30草津川緑地
3.2.3 (31m) [4] 28
200% 2種中高層 60%
3.4.19 (16m) [2]
80% 1種低層 50%
壁面後退線 1.0m
高さの制限 10m
2 北川
200% 1種中高層 60%
200% 1種住居 60%
200% 近隣商業 80%
200% 1種中高層 60%
200% 1種住居 60%
200% 1種中高層 60%
200% 工業 60%
200% 準工業 60%
3.4.76 (16m) [2]
300% 準工業 60%
200% 2種住居 60%
200% 準工業 60%
200% 1種住居 60%
500% 商業 80%
3.3.17 (22m) [2]
野路西部地区地区計画区域
3.4.108 (19m) [2]
3.4.77 (16m) [2] 20
野路東部地区 地区計画区域
200% 1種中高層 60%
500% 商業 80%
600% 商業 80%
200% 1種中高層 60%
野路国道沿道地区 地区計画区域
3.4.77 (16m) [2] 24
3.5.26 (12m) [2]
都市計画道路中心線より30m後退線
都市計画道路中心線より50m後退線
都市計画道路中心線より100m後退線
道路界
河川界
水路界
河川中心線
水路中心線
道路中心線
草津市
200% 1種住居 60%
300% 近隣商業 80%
200% 1種住居 60%
500% 商業 80%
400% 商業 80%
200% 2種中高層 60%
200% 1種住居 60%

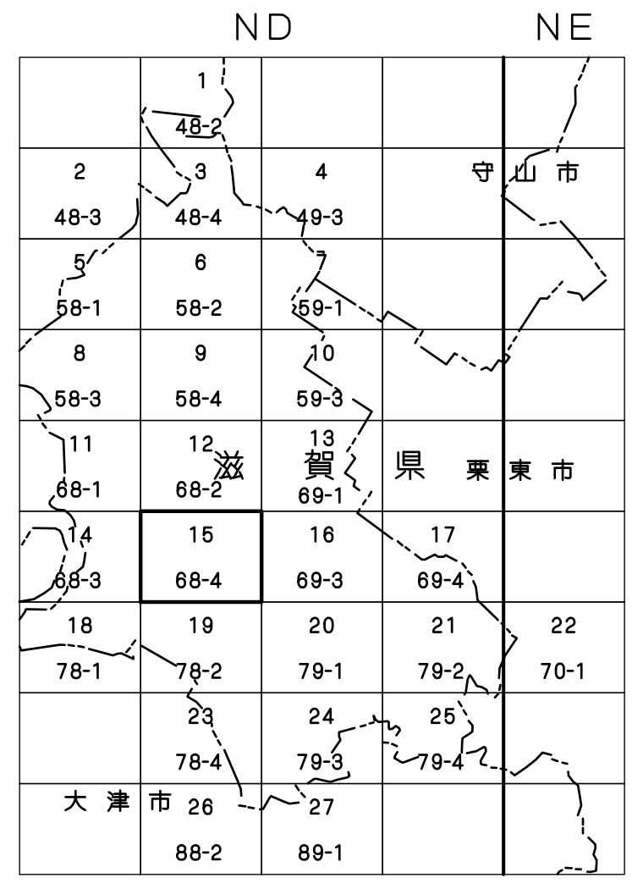

ND
NE
守山市
滋賀県
栗東市
大津市

記号

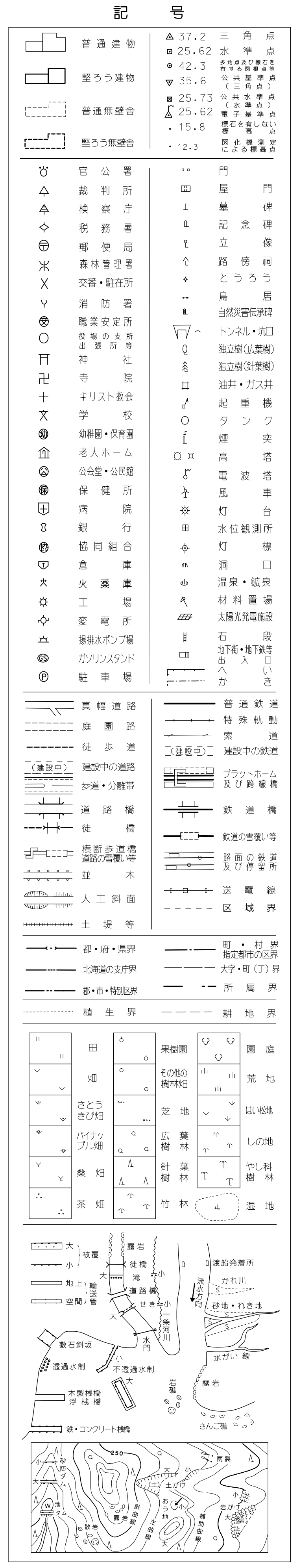

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定
による第ＶＩ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は１０秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
「図郭上辺☆印が真北の方向を示す同↑が磁北を示す」
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」

平成１１年　３月　調製
平成１７年　３月　修正
平成２３年　３月　修正
平成２８年　４月　撮影
平成２９年　３月　修正
令和　４年　４月　撮影
令和　６年　２月　修正

1

1．（1）平成10年 8月　撮影空中写真
　　　　平成10年10月　現地調査
　（2）平成16年10月　座標変換
　（3）平成16年10月　撮影空中写真
　　　　平成16年12月　現地調査
　（4）平成22年 4月　撮影空中写真
　　　　平成22年 9月　現地調査
　（5）平成28年 4月　撮影空中写真
　　　　平成28年 9月　現地調査
　（6）令和 4年 4月　撮影空中写真
　　　　令和 5年 8月　現地調査

1：2，500

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平１０近公第　６１号」
「この測量成果は、国土地理院の助言をうけて得たものである。
（助言番号）平１５近公第１６２号」
「この測量成果は、国土地理院の助言をうけて得たものである。
（助言番号）平１６近公第１６７号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平２２近公第１０９号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平２８近公第２５７号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）令５近公第２４１号」

計画機関　草津市
作業機関　アジア航測株式会社